若者に多い消費者トラブル! ―きっぱり断ることも勇気!―

●後出しマルチ

SNSで絶対もうかる投資の話があると誘われて、投資用DVDを50万円で購入した。 手持ちの資金がないから支払えないと断ろうとしたところ、勧誘者から「すぐに儲かるから消費者金融から借りればよい」と消費者金融業者まで連れてゆかれ借金して支払った。 その後、思い直しキャンセルを申し出たが、「契約はキャンセルできない」「友達にDVD を買ってもらえば歩合がもらえる。その友達がさらに売ればそこからも歩合がもらえるから、謝金の返済は簡単にできる」と言われた。

●SNSで呼び出すアポイントメントセールス

SNSで知り合った友達に、「ちょっと会わないか?」と誘われて出向きました。指定された場所は、後部たったのですが、その友達の勤務先でした。最初はいろいろ世間話をしていたのですが、最後はそこでしている高額な健康食品をすまめられて断りきれずに購入してしまった。



●アダルトサイト

インターネットでいろいろなサイトを見ていたところ、アダルト情報を無料で見ることができると表示されていた。「18歳以上・未満」をクリックする表示がでたため、18歳以上をクリックしたところ、突然「登録ありがとうございました。登録料2万円をお支払いください。」との表示になった。驚いてキャンセルしようとしたら、「3日以内に支払えば2万円。3日を過ぎると10万円になる。」と表示されていた。

【消費生活センターからのアドバイス】

- (1) 20歳を迎えたら契約に対して責任を負うことを自覚し、安易な気持ちでは契約しない。
- (2) 簡単に大金を得ることはあり得ない。うまい話には飛びつかない。
- (3) きっぱり断ることも勇気!「今日なら安くなる」などと言われてもその場で契約しない
- (4) クレジット契約の利用や借金は慎重に!
 - ①安易にクレジット契約をしない
 - ②借金をしてまで契約しない

※ 業者とトラブルになったら、消費生活センターに相談しましょう

「笠間市消費生活センター(笠間市地域交流センターともべ内)」

≪相談専用電話≫ 0296-77-1313

≪受付相談時間≫ 月~土曜日 午前9時~正午、午後1時~4時

《 休 日 》 日曜日、第2・第4火曜日、祝日、年末年始

※ 消費者ホットライン **2** 188

(お近くの消費生活相談窓口につながります。)